

諮問庁：国土交通大臣

諮問日：平成27年4月10日（平成27年（行情）諮問第275号）

答申日：平成28年8月3日（平成28年度（行情）答申第255号）

事件名：行政文書ファイル「保安監査 平成17年度 安全監理官室」等にまとめられた文書等の一部開示決定に関する件（文書の特定）

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる請求文書①ないし請求文書③（以下、併せて「本件請求文書」という。）の開示請求に対し、別紙の2に掲げる文書1及び文書2（以下、併せて「本件対象文書」という。）を特定してその一部を不開示とし、請求文書②を保有していないとして不開示とした各決定は、妥当である。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、国土交通大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った平成24年5月2日付け国広情第25号による一部開示決定（以下「処分1」という。）及び同日付け国広情第25号-2による不開示決定（以下「処分2」といい、処分1と併せて「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人が主張する異議申立ての理由は、異議申立書の記載によると、おおむね次のとおりである。

(1) 処分1について

ア 保安監査に係る開示されていない文書について

国土交通大臣は原処分において、鉄道局安全監理官の行政文書ファイルの文書1及び文書2（本件対象文書）を開示した。

しかし、下記の文書について「ファイルに収められていながら開示されていない」か、あるいは「ファイルに収められておらず開示されていない」可能性があるため、これらを開示することを求める。

(ア) 保安監査報告書について

鉄道事業等監査規則（以下「監査規則」という。）7条2項は、地方運輸局ではなく国土交通省本省（以下、第2において「本省」という。）が監査を実施することを定めている。また、監査規則9

条4項は、「主任監査員は、監査を終了したときは、遅滞なく、意見を付して当該監査の結果を国土交通大臣又は地方運輸局長に報告するものとする。」と定めている。

これにより、「監査規則7条2項に基づく保安監査であって、主任監査員が本省職員であるもの（平成17年特定日X通知に基づく本省職員を主任監査員とする、特定会社Aに対する本省とE運輸局との合同の保安監査など）」は全て、本省である処分庁において保安監査報告書を作成したはずである。

また、「監査規則7条2項に基づく保安監査であって、主任監査員が地方運輸局の職員であるもの（平成17年特定日Y通知に基づく、特定F運輸局の職員を主任監査員とする、特定会社Bに対する本省、3特定運輸局合同の保安監査など）」について、本省職員を監査員とする合同監査を実施しながら保安監査報告書を取得していないとは考え難く、よって処分庁は地方運輸局から保安監査報告書を取得したと考えられる。

また、「監査規則7条1項に基づく保安監査であって、主任監査員が地方運輸局の職員であるもの」について、監査規則10条等に基づき、保安監査報告書を取得した可能性がある。

これらは開示請求対象文書であるため、開示することを求める。

(イ) 保安監査会議の文書について

別件開示請求に対して処分庁が開示した、技術企画課の行政文書ファイル管理簿には、「保安監査会議」という名称の入った行政文書ファイルが4ファイル登録されている。

このことから、処分庁は保安監査に係る会議を開き、その会議に係る文書を作成していると考えられる。これらは開示請求対象文書であるため、開示することを求める。

(ウ) 本件対象文書の不開示文書について

処分庁が原処分において開示決定した本件対象文書について、不開示理由が示された部分以外の文書が開示されていない可能性がある。

一例を挙げると、特定日Z通知（起案文書特定会社Aの保安監査の実施について）について、処分庁は7枚の文書を開示した。冒頭に「記」と記された起案文書に「本社、B支社、C支社及びD支社に対しては別紙のとおり実施しており、」との記載があることから、当該起案文書には別紙が含まれると思われるが、開示された7枚の文書の中に「別紙」と思われる文書は無かった。

このことから、処分庁は本件対象文書のうち「起案文書など数枚の文書が一つにまとまったもの」（以下、第2において「文書集

合」という。)について、「文書集合のうち数枚」,あるいは「文書集合の全て」を開示していない可能性がある。

本件対象文書の不開示文書(不開示理由が示されたものを除く)は開示請求対象文書であるため,これらを開示することを求める。

(エ) 保安監査に係るその他の文書について

保安監査報告書及び保安監査会議に係る文書及び本件対象文書の不開示文書が開示されていないことから,処分庁は,「本件対象文書及び保安監査報告書及び保安監査会議に係る文書」以外の保安監査に係る文書を取得作成しながら開示しなかった可能性がある。

よって,これらを開示することを求める。

イ 保安監査に係る文書の廃棄を記録した文書について

上記アの保安監査に係る文書が廃棄されているなら,この廃棄に係る情報を記した文書(行政文書ファイル管理簿を除く)を開示することを求める。

なお,「文書の廃棄に係る情報を記した文書の保有可能性」については後述する。

(2) 処分2について

ア 業務監査に係る文書が廃棄されていない可能性について

業務監査に係る文書について,処分庁は廃棄したことを理由として不開示としている。

しかし,国土交通省のWEBサイトの「鉄道事業者に対する業務監査の実施結果」と題するWEBページでは,平成17年度及び平成18年度の業務監査の実施結果が公表されており,個別事業者に係る詳細な監査情報をWEBサイトで公表するにあたっては,原資料を保有する必要性が高いと考えられる。

よって,処分庁は業務監査に係る文書を廃棄していない可能性があるため,これを開示することを求める。

イ 業務監査に係る文書の廃棄を記録した文書について

廃棄に係る情報を記した文書(行政文書ファイル管理簿を除く)について,処分庁は取得作成していないことを理由として不開示としている。しかし,廃棄に係る記録は作成された可能性があるため,この開示を求める。

なお,「文書の廃棄に係る情報を記した文書の保有可能性」については後述する。

ウ 会計監査に係る文書について

監査規則に基づく監査は,保安監査,業務監査,会計監査の3種類がある(監査規則3条)。

処分庁は処分1において保安監査、処分2において業務監査に係る一部あるいは全部の不開示理由を記しているが、そのどちらにも、会計監査に係る記載は無かった。

すなわち、会計監査に係る文書は、理由が示されないまま不開示となっており、これは不当である。

会計監査に係る文書を保有しているならば、これを開示することを求める。また、会計監査に係る文書が廃棄されているなら、この廃棄に係る情報を記した文書（行政文書ファイル管理簿を除く）を開示することを求める。

なお、「文書の廃棄に係る情報を記した文書の保有可能性」については後述する。

エ 文書の廃棄に係る情報を記した文書の保有可能性について

内閣府に設置されている「行政文書・公文書等の管理・保存に関する関係省庁連絡会議」に係り、内閣官房公文書管理検討室が平成22年8月31日付けにて作成した文書「行政文書の管理状況調査について（平成21年度調査）」（以下「行政文書の管理状況調査」という。）には、「誤廃棄の防止」として、「申合せにおいて、『各府省庁における廃棄作業に当たっては、複数者による確認の徹底を図る』とされているところであり、保存期間が満了した行政文書の廃棄に際し、同一原課内において職員と文書管理担当者が廃棄文書と廃棄目録との突合を実施するとともに、併せて他部局の職員も関与させて突合を実施するなどの取組が行われている。」と記されている。

つまり「各府省庁の申合せを処分庁が順守していた」とすれば、処分庁は最低限の誤廃棄防止対策として「廃棄目録を作成」した上で、同一原課内の職員及び文書管理担当者によりダブルチェックを実施していたはずである。

また、申合せでは更に、他部局の職員を関与させてのトリプルチェックを実施する等の取組が行われたとしているが「他部局の職員」、つまり「鉄道関連業務の専門知識を有さない鉄道部以外の処分庁職員」が鉄道部保有文書の誤廃棄防止のチェックをするのであれば、突合のための廃棄目録等の作成が不可欠なはずである。

上記のことから、少なくとも処分庁では平成21年度以降については文書の廃棄に際して廃棄目録が作成され、これにより保存期間が平成20年度末（平成21年3月31日）以降であって平成21年度以降に廃棄された文書は、廃棄目録に登載されている可能性がある。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 異議申立てについて

(1) 本件開示請求は、法に基づき、処分庁に対し、本件請求文書の開示を求めてなされたものである。

(2) 本件開示請求を受けて、処分庁は、本件対象文書を特定し、法5条に該当する部分を不開示とする一部開示決定（処分1）を行った。

併せて処分庁は、請求文書②について、保存期間が満了しており既に廃棄されているが、廃棄に係る文書は取得・作成していないため保有していないとして不開示決定（処分2）を行った。

(3) これに対し、異議申立人から保安監査に係る文書について、「ファイルに収められていながら開示されていない」か、あるいは「ファイルに収められておらず開示されていない」可能性がある等として、本件異議申立てが提起された。

2 異議申立人の主張について

上記第2の2のとおり。

3 監査規則について

監査規則には保安監査（4条）、業務監査（5条）及び会計監査（6条）が定められており、監査の実施（7条）については、地方運輸局長が監査計画に基づいて行う監査及び必要と認められる場合に行う監査（1項）及び特に必要と認められる場合に処分庁が行う監査（2項）が定められている。

また、監査の報告については、主任監査員が監査を終了したときは、遅滞なく、意見を付して国土交通大臣又は地方運輸局長に報告する（9条4項）ことになっており、重要又は異例に属する事項に限り、地方運輸局長から、国土交通大臣に対して監査結果の概要を報告する（10条）旨定められている。

4 原処分に対する諮問庁の考え方について

異議申立人の上記主張を踏まえ、以下、原処分の妥当性について検討する。

(1) 処分1について

ア 保安監査報告書について

別紙の2に掲げる文書1を確認したところ、監査規則7条2項に基づいて行われた保安監査報告書「安全性向上計画の実施状況と今後の課題」がつづられていることが確認できる。その他の監査報告書がない理由を処分庁に確認したところ、当該年度には、本省職員が行った監査はこれ以外はなく、また、監査規則10条に基づく監査結果の報告を受けていないとのことであった。

文書2を確認したところ、監査規則7条2項に基づいて行われた複数社の保安監査報告書がつづられていることが確認できる。処分庁

に確認したところ、当該年度に本省職員が実施した他の保安監査はなく、また、監査規則10条に基づく監査結果の報告を受けていないとのことであった。

本省職員が監査を行う場合には、監査実施及び監査職員を決定する事務手続を要するが、つづられている保安監査報告書以外の監査に関する決裁文書はつづられていないので、他の監査報告書は存在しないとの処分庁の説明には、特段不自然・不合理な点は認められない。

したがって、異議申立人が主張する保安監査報告書は、処分1により開示した当該ファイル以外には存在しない。

イ 保安監査会議の文書について

保安監査会議は、鉄道事業者に対して実施する保安監査に組織的に取り組むとともに、改善指示事項等に関する客観性及び公平性を確保するため、各地方運輸局鉄道部において、必要に応じて実施しているところであるが、本件開示請求の対象となる期間においては、当該会議は開催されていないため、その当該会議に係る文書も存在していない。

ウ 本件対象文書における不開示文書について

起案文書のうち「別紙」と記載しているものについて、当時の起案者にその内容を確認したところ、「別紙」は特定鉄道事業者Aに対する保安監査の過去の実績の概要であったと思われるとのことであった。また、本件開示請求時の担当者に確認したところ、「別紙」に係る文書はファイルにとじられておらず不存在であったとのことであった。したがって、「別紙」は、起案から開示請求までの間に紛失したものと推測され、文書管理が適切に処理されていなかったものと考えられる。

エ 保安監査に係る文書の廃棄を記録した文書について

保安監査に係る文書については、国土交通省文書管理規則（平成13年1月6日国土交通省訓令第2号（平成23年4月1日廃止）。以下「旧文書管理規則」という。）40条において保存期間が3年と規定されており、処分1により開示した「保安監査平成17年度安全監理官室」が平成18年4月1日から平成21年3月31日まで、「保安監査平成18年度安全監理官室」が平成19年4月1日から平成22年3月31日まで保存することとなっていた。

しかしながら、本件開示請求時、当該文書は保存期間満了により、廃棄されていなければならないものであったが、廃棄することにより、業務に支障が生じるとの判断により、廃棄を行わず、文書を継続して保存していたことから、当該文書は存在し、原処分により開

示されたものである。

また、当時の関係者に当該文書の廃棄の有無を確認したところ、廃棄の事実はないとの確認がとれている。したがって、保安監査に係る開示請求対象文書で廃棄したものはないことから、「廃棄を記録した文書」は存在しない。

(2) 処分2について

ア 業務監査に係る文書が廃棄されていない可能性について

業務監査に係る文書については、旧文書管理規則40条において、保存期間が3年と規定されており、平成17年度の文書については、平成18年4月1日から平成21年3月31日まで、平成18年度の文書については、平成19年4月1日から平成22年3月31日までの保存期間が設定されており、開示請求当時は、保存期間満了により廃棄されており不存在であったため、不開示としたものである。

また、国土交通省のWEBサイトで、平成17年度及び18年度業務監査の実施結果が公表されていることについては、当該業務監査に係る文書が廃棄される前に掲載されたものと考えられる。

イ 業務監査に係る文書の廃棄を記録した文書について

上記アのとおり、業務監査に係る文書は、保存期間満了により廃棄されている。本件開示請求当時、行政文書の廃棄の記録は、旧文書管理規則40条3項により行政文書ファイル管理簿に廃棄した旨を記録した上で、廃棄した日の翌日から起算して5年経過後に、その記録を削除することとされていた。しかしながら、行政文書ファイル管理簿は、異議申立人の請求文書から除かれているため、本件開示請求の対象となっていない。

また、本件異議申立書によると、異議申立人は、処分庁が「廃棄目録」なる文書を作成したと主張しているが、異議申立人が引用している「申合せ」には、「各府省庁における廃棄作業に当たっては、複数者による確認の徹底を図る。」とあるものの、「廃棄目録」を作成することまでは言及しておらず、異議申立人が主張するように「各府省庁の申合せを処分庁が遵守していた」としても、「廃棄目録」が作成されていないことについて、特段の問題はない。

また、異議申立人が引用している「行政文書の管理状況調査について」にある「廃棄文書と廃棄目録との突合を実施」の記載は、本件調査の対象となっていた他省庁の事例と推測される。

※ 「申合せ」が何なのかは異議申立書では明記されていないが、前述「行政文書の管理状況調査について」の記載内容から、「今後の行政文書の管理に関する取組について」（平成20年11月25

日行政文書・公文書等の管理・保存に関する関係省庁連絡会議申合せ。以下「連絡会議申合せ」という。)と推測される。

ウ 会計監査に係る文書について

鉄道事業の会計の整理及び財産の管理の状況については、鉄道事業法55条1項の規定に基づく報告徴収を行うことによって把握することができる。

鉄道事業者からは事業報告書の提出をもって報告を受けており、これまで事業所に立入って検査を行う必要がある事態は生じていないことから、監査規則6条に基づく会計監査は行っていないため、会計監査に係る文書を作成・保有していない。したがって、会計監査の文書の廃棄を記録した文書は存在しない。

(3) 文書の探索について

諮問庁は、本件異議申立てを受けて、処分庁に対し、念のため処分庁の事務室内の書架、机及び倉庫の探索を指示したところ、処分庁からは、既に開示されている文書以外に新たな文書は発見されなかったとの報告を受けている。

(4) 異議申立人のその他の主張について

異議申立人は、その他種々主張するが、いずれも上記判断を左右するものではない。

(5) 結論

以上のことから、諮問庁としては、原処分文書特定は妥当と考える。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | | |
|---|------------|---------------|
| ① | 平成27年4月10日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ | 平成28年7月11日 | 審議 |
| ④ | 同年8月1日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件開示請求は、別紙の1に掲げる請求文書①ないし請求文書③の開示を求めるものであり、処分庁は、処分1において、請求文書①及び請求文書③に該当するものとして別紙の2に掲げる文書1及び文書2(本件対象文書)を特定してその一部を不開示とし、処分2において、請求文書②に該当する文書を保有していないとして不開示とする各決定を行った。

これに対し、異議申立人は、文書1及び文書2以外にも開示されていない文書が存在する可能性があるとして原処分の取消しを求めているところ、諮問庁は原処分を妥当としていることから、以下、請求文書①及

び請求文書③につき本件対象文書を特定したことの妥当性並びに請求文書②の保有の有無について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

(1) 異議申立人は、請求文書①及び請求文書③について、以下の点を指摘して本件対象文書の外にも特定すべき文書があるはずであると主張している。

a 保安監査の結果を記載した「保安監査報告書」を作成又は取得したはずである。

b 保安監査に係る会議を開き、その会議に係る文書を作成したと考えられる。

c 本件対象文書をみると、起案文書に「別紙のとおり実施しており」と記載があるのに、「別紙」と思われる文書がつつられていないものがあることから、保安監査に係る文書を作成又は取得しながら開示していない可能性がある。

d 業務監査に係る文書を廃棄せず、保有している可能性がある。

e 会計監査に係る文書を保有しているなら、開示することを求める。

(2) 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、本件対象文書を特定した経緯等について改めて確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり説明する。

ア 本件開示請求は、平成17年度及び平成18年度の監査に係る行政文書の開示を求めるものである。監査については、保安監査、業務監査及び会計監査の3種類があるところ、平成17年度、平成18年度のいずれも会計監査を行っていないため、会計監査に係る文書は作成・保有していない。保安監査及び業務監査は、両年度とも実施され、保安監査に係る文書及び業務監査に係る文書は、いずれも作成されたが、旧文書管理規則40条によりいずれも保存期間は3年であり、業務監査に係る文書は本件開示請求時（平成24年3月6日）、既に廃棄されていた。一方、保安監査に係る文書は、保存期間経過後も廃棄されず、保存されていた。そこで、請求文書①及び請求文書③に該当するものとして国土交通省において保有する文書は、保安監査に係る文書である文書1及び文書2のみであることから、これらを対象文書として特定したものである。

イ 保安監査は、輸送の安全を確保するための取組、施設及び車両並びに運転取扱いの状況について行う監査であり、地方運輸局長が監査計画に基づいて行う監査及び特に必要と認める場合に行う監査（監査規則7条1項）と国土交通大臣が特に必要と認める場合に行う監査（同条2項）がある。地方運輸局長は、年度ごとの監査計画を定め、国土交通大臣に提出することとされ（同規則8条）、監査

を終了したときは、主任監査員が当該監査の結果を国土交通大臣又は地方運輸局長に報告し（同規則 9 条 4 項）、同報告を受けた地方運輸局長は重要又は異例に属する事項に限り、国土交通大臣に対して当該監査結果の概要を報告する（同規則 10 条）こととされている。したがって、保安監査に関して国土交通省において保有する文書は、地方運輸局長から提出された監査計画、監査規則 7 条 2 項に基づき国土交通省が行う監査（地方運輸局との合同を含む。）に係る文書及び同規則 10 条に基づく地方運輸局長からの報告に係る文書であり、これらをまとめたものが文書 1 及び文書 2 である。

ウ 異議申立人は、本件対象文書の中に国土交通省が地方運輸局と合同で行う保安監査に係る平成 17 年特定日 X 付け及び同年特定日 Y 付けの起案文書が存在していることから、上記（1）a 記載のとおり「保安監査報告書」を作成又は取得したはずである旨主張している。

地方運輸局と合同で保安監査を行う場合、監査結果の報告書を国土交通省と地方運輸局のいずれが作成するのか定まったルールは存在しないが、現在では、国土交通省の職員が主任監査員に指名された場合には国土交通省において報告書を作成し、地方運輸局の職員が主任監査員に指名された場合には地方運輸局において報告書を作成するのが一般的である。

このことは平成 17 年当時も同様であったと推察され、平成 17 年特定日 X 付け起案文書の合同監査については、国土交通省職員が主任監査員に指名されていることから、国土交通省において監査結果の報告書を作成した可能性があると思われる。しかしながら、同合同監査の結果報告として本件対象文書につづられているものは、「「安全性向上計画」の着実な実施について（勧告）」という鉄道事業者に対する勧告文書並びに「安全性向上計画の実施状況と今後の課題」という確認概要及び課題を整理した表のみである。また、平成 17 年特定日 Y 付け起案の合同監査についても、「安全性向上計画の実施状況と今後の課題」という表のみがつづられている。これらの合同監査の結果報告のため作成されたのが本件対象文書につづられた文書のみであるのか、外にも作成されたが紛失等によりつづられなかったのか、現時点で不明であるが、いずれにせよ国土交通省において保有する保安監査に係る文書は、本件対象文書が全てである。

また、異議申立人は、地方運輸局が単独で行う保安監査について、監査規則 10 条に基づく地方運輸局長からの保安監査報告書を取得した可能性がある旨主張するが、本件対象文書の中に同条に基づく

報告が1件含まれている。同条に基づく報告は、重要又は異例に関する事項に限るものであるから、平成17年度及び平成18年度と同報告が1件であることに特段不自然・不合理な点はない。

- エ 異議申立人は、上記(1) b記載のとおり、保安監査会議に係る文書を作成したと考えられる旨主張している。保安監査会議は、鉄道事業者に対して実施する保安監査に組織的に取り組むとともに、改善指示事項等に関する客観性及び公平性を確保するため、必要に応じて開催している会議であるが、平成17年度及び平成18年度においては、当該会議を開催していないため、当該会議に係る文書は作成していない。
- オ 異議申立人は、上記(1) c記載のとおり、存在するはずの「別紙」が本件対象文書につづられていないことを根拠に、保安監査に係る文書を作成又は取得しながら開示していない可能性がある旨主張している。異議申立人が指摘する「別紙」は、本件対象文書につづられておらず、起案から開示請求までの間に紛失したものと推測され、文書管理が適切でなかったものといわざるを得ない。しかしながら、国土交通省において保有していながら開示決定していない文書は存在しない。平成17年度及び平成18年度の保安監査に係る文書は、本件対象文書が全てであり、これ以外に開示請求の対象となる文書は保有していない。
- カ 異議申立人は、国土交通省のウェブサイトで平成17年度及び平成18年度の業務監査の実施結果が公表されていることを根拠に、上記(1) d記載のとおり、その原資料となる業務監査に係る文書を廃棄せず、保有している可能性がある旨主張している。しかしながら、上記アに記載のとおり、業務監査に係る文書は、保存期間満了により廃棄済みである。上記ウェブサイトは、業務監査に係る文書が廃棄される前に掲載されたものと考えられる。
- キ 異議申立人は、上記(1) e記載のとおり、会計監査に係る文書の開示を求めている。会計監査は、鉄道事業等の会計の整理及び財産の管理の状況について行う監査であるが、鉄道事業法55条1項の規定に基づく報告徴収を行うことによってこれらの状況を把握することができることから、会計監査を行っていないのが実情であり、平成17年度及び平成18年度も会計監査を実施していない。したがって、両年度とも会計監査に係る文書は作成しておらず、保有していない。
- ク 以上のとおり、会計監査に係る文書は作成しておらず、業務監査に係る文書は廃棄済みであるから、平成17年度及び平成18年度の監査に係る文書として保有しているものは、保安監査に係る文書のみで

ある。そして、両年度の保安監査に係る文書は、文書1及び文書2が全てであり、これら以外の文書は保有していない。念のため処分庁に指示して、事務室内の書架、机及び倉庫の探索をさせたが、本件開示請求の対象として特定すべき新たな文書は発見されなかった。

(3) 上記諮問庁の説明を踏まえ、検討する。

平成17年度及び平成18年度の会計監査に係る文書は作成しておらず、両年度の業務監査に係る文書は廃棄済みであるとの上記諮問庁の説明に特段不自然・不合理な点はなく、これを覆すに足る事情は認められない。

また、平成17年度及び平成18年度の保安監査に係る文書については、「別紙」がつづられていないなど文書管理に疑問はあるものの、文書1及び文書2（本件対象文書）が全てであり、これら以外の文書は保有していないとする上記諮問庁の説明を覆すに足る事情は認められず、これを是認せざるを得ない。

したがって、請求文書①及び請求文書③について、国土交通省において本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないから、本件対象文書を特定したことは妥当である。

3 請求文書②の保有の有無について

(1) 異議申立人は、請求文書②について、以下のとおり主張している。

- a 保安監査に係る文書が廃棄されているなら、その廃棄を記録した文書の開示を求める。
- b 会計監査に係る文書が廃棄されているなら、その廃棄を記録した文書の開示を求める。
- c 連絡会議申合せ等により、処分庁は廃棄目録を作成したはずである。

(2) 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、請求文書②の保有の有無について改めて確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり説明する。

ア 上記2(2)ア記載のとおり、平成17年度及び平成18年度の保安監査に係る文書は、保存期間経過後も廃棄されず、保存されていたため、原処分において開示している。両年度の保安監査に係る文書で廃棄処分に付した文書は存在しないから、廃棄を記録した文書も存在しない。

イ 上記2(2)キ記載のとおり、平成17年度及び平成18年度の会計監査に係る文書は作成していないから、これらを廃棄することはなく、廃棄を記録した文書は存在しない。

ウ 業務監査に係る文書は、旧文書管理規則40条において保存期間が3年と規定されており、平成17年度の文書は平成21年3月31日、平成18年度の文書は平成22年3月31日にそれぞれ保存期間が満

了したため、廃棄された。その当時、文書の廃棄を記録するものは行政文書ファイル管理簿（開示請求の対象から除外されている。）のみであり、これ以外に業務監査に係る文書の廃棄を記録した文書は保有していない。

エ 異議申立人は、上記（１）c記載のとおり、連絡会議申合せ等を根拠に廃棄目録が作成されたはずである旨主張する。しかしながら、連絡会議申合せには、「各府省庁における廃棄作業に当たっては、複数者による確認の徹底を図る。」とあるのみで、「廃棄文書目録」の作成を義務付けるものではない。また、異議申立人が引用する「行政文書の管理状況調査について」に「文書の廃棄に際し、同一原課内において職員と文書管理担当者が廃棄文書と廃棄目録との突合を実施する」との記載があるのは、他省庁の取組事例を例示したものである。国土交通省においては、旧文書管理規則に廃棄文書目録を作成する旨の規定はなく、平成17年度及び平成18年度の業務監査に係る文書の廃棄に当たり、廃棄文書目録は作成していない。

オ 本件異議申立てを受けて、念のため処分庁に指示して、事務室内の書架、机及び倉庫の探索をさせたが、請求文書②に該当する新たな文書は発見されなかった。

(3) 上記諮問庁の説明を踏まえ、検討する。

保安監査に係る文書は廃棄しておらず、会計監査に係る文書は作成していないから、いずれも廃棄を記録した文書を保有していないとの上記諮問庁の説明に特段不自然・不合理な点はなく、これを覆すに足る事情は認められない。

また、業務監査に係る文書は廃棄したが、開示請求対象外の行政文書ファイル管理簿を除き、廃棄を記録した文書を保有していないとの上記諮問庁の説明にも特段不自然・不合理な点はなく、これを覆すに足る事情は認められない。

したがって、国土交通省において請求文書②に該当する文書を保有しているとは認められず、これを保有していないとして不開示としたことは、妥当である。

4 異議申立人のその他の主張について

異議申立人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 付言

本件諮問は、異議申立て後、2年9か月余を経過して行われている。本件請求文書の不開示理由からして、異議申立てから諮問までにそれほど長期間を要するものとは到底考え難く、本件諮問は、遅きに失したといわざるを得ない。諮問庁においては、今後、開示決定等に対する不服申立事件

における諮問に当たって、迅速かつ的確に対応することが望まれる。

6 本件各決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求に対し、請求文書①及び請求文書③につき、本件対象文書を特定してその一部を不開示とし、請求文書②につき、これを保有していないとして不開示とした各決定については、国土交通省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、いずれも妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡，委員 椿 慎美，委員 山田 洋

別紙

1 本件請求文書

「『鉄道事業等監査規則7条1項及び2項に基づき検討や計画や実施等された、平成17年度及び平成18年度の監査』に係る省が保有する文書（監査に係る省と地方運輸局との連絡文書（平成17年国鉄技第98号などの付番文書や文書番号の無い事務連絡文書等）を含む）」をまとめたファイル（以下「監査ファイル」という。）に係る次の文書。

請求文書① 監査ファイルにまとめられた行政文書の一切。

請求文書② 監査ファイルが廃棄されているなら、「廃棄に係る情報を記した文書をまとめたファイル」に収められている文書の一切。但し、行政文書ファイル管理簿を除く。

請求文書③ 上記請求文書①及び請求文書②のファイルから「まとめられた行政文書」を除いた部分のうち、省が記載した部分の一切。即ち、省が作成した当該ファイルに係る文書（目録等）、及びファイルの表紙（背表紙や内表紙等を含む）に省が記載した部分（文書整理ラベルシール他）。

なお、開示請求に先立ち事前に文書を特定するため、平成23年6月24日付け電子メールにて教示を求めたところ、同年7月11日付け電子メールにて「業務監査及び会計監査に係る文書の存否についての教示、及び保安監査について別途回答する旨の通知」があったが、その後に回答（教示）が行われなかったため、正確な文書の特定が出来なかった。

法4条2項に基づき、「文書の更なる特定や開示請求手数料の追加納付等」の補正を開示請求者に対して求めるならば、同項が定める「補正の参考となる情報」として、文書名、行政文書ファイル名、その他必要な情報を、開示請求者に対し提供することを求める。

2 本件対象文書

文書1 「保安監査 平成17年度 安全監理官室」と題する行政文書ファイル内の文書及び同ファイルの背表紙

文書2 「保安監査 平成18年度 安全監理官室」と題する行政文書ファイル内の文書及び同ファイルの背表紙